

家族介護慰労事業について

1 事業概要

在宅において要介護度4又は5の認定を受けている高齢者（以下「重度要介護高齢者」という。）を介護している低所得世帯に対して、在宅介護の慰労として慰労金を支給する事業。（平成13年度から開始）

2 対象者

市内に居住する在宅の重度要介護高齢者を無報酬で介護している者（以下「介護者」という。）のうち以下に該当する方

- ・ 市民税非課税世帯（重度要介護高齢者及びその介護者の世帯全員が市民税非課税）
- ・ 申請日前1年間において介護保険サービスを利用せず在宅で介護をしている

3 支給額

年額 100,000円

※1人の被介護者について2人以上の介護者がいる場合には、主たる介護者に支給する。

4 事業実績

平成13年度 2件

平成19～24年度 各1件（同一対象者）

平成25年度～ 実績なし

5 事業の実施状況

介護保険制度が発足して間もなかった事業開始当時は、介護保険サービスの内容及び量が十分とは言えず、介護の大部分を家族が担っていたことから、家族の介護負担軽減を図るため事業を実施してきたところである。

しかしながら、現在では介護保険サービスの内容及び量共に充実し、サービス利用計画に基づく本人の自立支援に必要なサービスを受けやすい環境が整ってきており、平成25年度以降、本事業の利用実績は無い。

本事業については、家族介護の固定化を招くなどの理由から、廃止した自治体もあり、当市においても、事業の継続について検討している。

6 今後の方針

本委員会での協議及び近年の本事業の実績等を踏まえ、事業の継続について検討した結果、令和3年度末で廃止とする。

なお、今後においても、介護を必要とされる方に対して、本人の心身の状況に応じた介護保険サービスの利用につなげるとともに、認知症高齢者家族やすらぎ支援事業など、介護している家族の時間的・身体的・精神的負担を軽減する事業の推進を図っていくものとする。